

本書面の内容を十分よくお読みください

契約締結前の書面

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定に基づき、契約締結前にお客様に交付しなければならない「契約締結前の書面」です。今後会員の皆様とのよりよい関係を築くため、以下に掲げる事項を熟読し、十分なご理解をいただいたうえで、お申し込みください。

記

1. 商号：West Village Investment 株式会社
2. 所在地：〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町1番13号
3. 金融商品取引業者：
投資助言を行う金融商品取引業者
登録番号：関東財務局長（金商）第576号
4. 資本金：1,000万円
5. 役員の氏名：代表取締役 西村 貴郁
取締役 竹内 伸太郎
取締役 岩本 祐介
6. 主要な株主：西村 貴郁 200株（100%）
7. 分析者又は投資判断者及び助言者：西村 貴郁、竹内 伸太郎、岩本 祐介
8. 助言の内容及び方法
 - (1) 助言の対象となる有価証券の範囲
金融商品取引法第2条に規定する金融商品、ディバティブ取引等を助言の対象の範囲とします。
 - (2) 助言の内容及び方法並びにその回数
助言の内容及び助言の方法は、コースごとに、弊社指定の自動売買システムが発信する「売買シグナル」を電子メールにより月間平均7回から10回程度（コースの種類により異なる）、ご登録いただいた携帯電話のメールアドレス宛にメール配信します。

9. 会員契約区分及び基本料金体系など

(1) 無料配信期間

弊社のシグナル配信サービスに無料配信期間が設定されている場合があります。この無料配信期間は、初めてご登録いただいた場合に限り有効で、お一人様 1 回限りとなりますのでご了承ください。

(2) 契約期間と月額配信料（月会費）の発生

無料配信期間終了後に正式にサービス開始の申込みがあった場合にご契約成立とし、以後月額配信料が発生いたします。ご契約はお申込日より 1 ヶ月単位となり、各期間の初日にご登録いただいたクレジットカードへご請求いたします。なお、銀行振込みは承っておりませんので予めご了承ください。

(3) 月額配信料（平成 22 年 12 月現在）

コース種類	基本月額配信料
225 先物取引の各コース（システム）	各 4,500 円（税込）
外国為替証拠金取引の各コース（システム）	各 2,980 円（税込）

お申込みのコース（システム）毎に異なります。1 コース（システム）に係る基本月額配信料は上記のとおりですが、料金改定やキャンペーンなど特別割引価格でのご提供がある場合がございます。詳細は弊社ウェブサイトにて公表しておりますので、こちらにてご確認ください。

(4) 契約更新

ご契約期間は最低 1 ヶ月からとし、契約期間満了後は 1 ヶ月単位で契約は自動的に更新されます。契約延長を希望されないお客様（契約解除）は、その旨を契約期間満了日の 5 営業日前までに、書面又は電子メールによりご連絡ください。

(5) 配信終了

クーリング・オフに基づく契約解除や中途解約などのお申し出があった場合、所定日にクレジットカード決済ができなかった場合には、その時点でメール配信停止とさせていただきますので予めご了承ください。

10. デリバティブ取引のリスク

有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国為替証拠金取引などのデリバティブ取引においては、委託した証拠金を担保として当該証拠金を上回る多額の取引を行うケースが多々ありますので、市場価格の変動などの要因により保有するポジションが強制的に決済される場合、取引により生じた損失の額が当該証拠金を上回る（元本超過損が生じる）場合などがあります。

1 1. 運用の責任

投資資産の運用は、お客様の意思に基づき、お客様によって行われるものであり、弊社の助言又は勧告はお客様を拘束するものではありません。また、弊社は、お客様の投資資産における運用の結果生じた損害の全部若しくは一部の負担、又はお客様に対する特別の利益の提供は行わないものとします。

1 2. 通信障害による免責事項

システム障害や通信障害などの発生により、情報提供が一時的に不可能となった場合もしくは情報提供の遅延が起こった場合には、弊社は一切の責任を負いませんのでご了承ください。

1 3. 租税、諸経費の概要

有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国為替証拠金取引などの売買には、売買手数料がかかります。また、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国為替証拠金取引などの売買により発生した利益には、原則として所得税が課税され申告納税の手続きを要します。詳細は口座をお持ちの証券会社等または顧問税理士もしくは所轄税務署にお問い合わせください。

1 4. 登録簿の縦覧

関東財務局で「金融商品取引業者登録簿」を自由にご覧になれます。

1 5. 顧客の債権の優先弁済権

弊社と投資顧問契約を締結されたお客様は、本契約により生じた債権に関し、弊社が差入れている営業保証金について他の債権者に優先して弁済を受けることができます。

1 6. クーリング・オフ条項（無料配信期間中の解除）

初回のお申込みから 10 日間をクーリング・オフ期間としておりますので、当該クーリング・オフ期間が終了する日の 2 日前までに、クーリング・オフによる解除の意思表示を書面により発信（発送）し、弊社までお送りください。クーリング・オフによる解除の場合には、月額配信料（月会費）は一切かかりませんし、解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

1 7. クーリング・オフ期間経過後の契約解除

クーリング・オフ期間経過後に契約を解除する場合には、契約が満了する日の 5 営業日前までに、契約解除の意思表示を書面又は電子メールにより弊社までお送りください。解除に伴う損害賠償、違約金はいただきませんが、中途解約の場合には、既に頂いております契約開始日から解除日までの期間（月単位で計算し、1 ヶ月未満の端数は切り上げ）に対応する月額配信料（月会費）の返還は行いませんので、あらかじめご了承ください。

18. 秘密保持の義務

- (1) 弊社はこの契約に基づいて知り得たお客様の財産状況、その他の個人情報を第三者に漏洩してはならず、秘密保持の義務を負います。
- (2) お客様は弊社より助言を受けた具体的な内容を第三者に漏洩し、又は第三者と共同して、これを利用してはならず、秘密保持の義務を負います。

19. 契約外事項の協議

本契約に定めのない事項又は本契約に定めた事項に関して疑義が生じたときは、両者誠意を持って協議をし、解決を図るものとします。

—————**ご注意**—————

投資助言業者は、次のことが法律で禁止されています。

1. 顧客を相手方として又は顧客のために証券取引行為を行うこと。
(証券取引行為とは、金融商品取引法第2条第8項第1号から第4号までに掲げる行為)
2. 弊社及び弊社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭・有価証券の預託を受けること
3. 顧客への金銭・有価証券の貸付、又は貸付の第三者への媒介、取り次ぎ、代理を行うこと。

以上

West Village Investment 株式会社
シグナル配信サービス
signal@wvi.jp
03-5856-4601